

# 独立行政法人郵便貯金簡易生命管理・郵便局ネットワーク支援機構職員退職手当規程

平成 19 年 10 月 1 日  
規 程 第 1 0 号  
最新改正 平成 31 年 3 月 29 日

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人郵便貯金簡易生命管理・郵便局ネットワーク支援機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 69 条に規定する職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程において、職員とは、就業規則第 2 条の適用を受けるものをいう。

## 第 2 章 退職手当の算定

### 第 1 節 支給対象

(支給対象)

第 2 条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

### 第 2 節 退職手当の支払

(退職手当の支払)

第 3 条 退職手当は、法令に別段の定めがある場合及び労働協約に定めのあるものを除き、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払う。ただし、その者の希望により、その者の貯金への振込み等の確実な方法により支払うことができる。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 か月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

### 第 3 節 退職手当の計算方法

(退職手当の計算方法)

第 4 条 職員の退職手当の額は、退職手当の基本額（次条から第 7 条まで）に退職手当の調整額（第 8 条）を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第 5 条 退職手当の基本額は、次の算式により計算した額とする。退職手当の基本額＝退職日基本給の月額×退職事由別・勤続期間別支給率

2 前項に規定する「退職日基本給の月額」及び「退職事由別・勤続期間別支給率」は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 退職日基本給の月額は、退職の日における職員の基本給の月額とする。
- (2) 退職事由別・勤続期間別支給率は、次表に掲げる退職の事由の別・支給率表欄の別に退職した職員の勤続期間に応じ別表 1 に定める支給率とする

退職事由	内 容	支給率表
自己都合	職員が自己の都合により退職した場合のほか、以下の退職事由に該当しない退職の場合	第 1 表

定年	就業規則第15条の規定により退職した場合	第2表
勸奨	機構が実施する退職の勸奨に応じて退職を承認され、自己の非違によることなく退職した場合	第2表
通勤災害死亡	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法律の規定により職員の通勤による災害と認定された死亡により退職した場合	第2表
通勤災害傷病	労働者災害補償保険法その他の法律の規定により職員の通勤による災害と認定された傷病により退職した場合	第2表
業務外死亡	業務によらない死亡により退職した場合	第2表
業務外傷病	業務によらない傷病により退職した場合	第3表
業務上死亡	労働者災害補償保険法その他の法律の規定により職員の業務上の災害と認定された死亡により退職した場合	第4表
業務上傷病	労働者災害補償保険法その他の法律の規定により職員の業務上の災害と認定された傷病により退職した場合	第4表
整理解雇	就業規則第18条第4号の規定により退職した場合	第4表

※ 「傷病」とは、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気とする。

（基本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条 基礎在職期間中に、基本給の月額が減額されたことがある場合（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の改定により基本給の月額が減額された場合を除く。）であって、特定減額前基本給の月額が、退職日基本給の月額よりも多いときは、退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の算式により計算した額とする。

退職手当の基本額＝特定減額前基本給の月額×減額日前日までの退職事由別・勤続期間別支給率＋退職日基本給の月額×（退職日までの退職事由別・勤続期間別支給率－減額日前日までの退職事由別・勤続期間別支給率）

2 前項に規定する「特定減額前基本給の月額」、「減額日前日までの退職事由別・勤続期間別支給率」及び「退職日までの退職事由別・勤続期間別支給率」は、次の各号に規定するところによる。

(1) 特定減額前基本給の月額

給与規程の改定以外の理由により基本給の月額が減額されたことがある場合において、当該減額された日（以下「減額日」という。）において、基本給が減額されなかったものとした場合の基本給の月額（減額が複数回あった場合には、それぞれの減額日においてそれぞれの減額がされなかったものとした場合の基本給の月額のうち、最も多いもの）

(2) 減額日前日までの退職事由別・勤続期間別支給率

現に退職した事由及び特定減額前基本給の月額に係る減額日（同額の特定減額前基本給の月額が複数ある場合には、最も遅い減額日）までの勤続期間に応じ別表1に定める支給率

(3) 退職日までの退職事由別・勤続期間別支給率

現に退職した事由及び退職した日までの勤続期間に応じ別表1に定める支給率

- 3 第1項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第11条第4項、第12条第2項又は同第5項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
  - (2) 第11条に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
  - (3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構出向・転籍規程（以下「出向・転籍規程」という。）第33条に規定する転籍元での引き続いた在職期間
- 4 前項に掲げる在職期間中に次の各号に該当する場合における退職日以前の期間は基礎在職期間として取り扱わない。
- (1) 退職したことによりこの規程又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）による退職手当の支給を受けた場合
  - (2) 地方公務員、退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等の職員又は退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けた場合
  - (3) 懲戒解雇処分を受けた者、退職手当法第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当することによって退職した場合
- 5 前項に定める退職の日に次の各号に定める者となった場合は、退職日の前日以前の期間は、基礎在職期間として取り扱わない。ただし、第4号から第7号までに規定する者は、第3項第2号の期間に限る。
- (1) 職員
  - (2) 第11条第1項に規定する国家公務員等
  - (3) 退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等の職員
  - (4) 退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人役員
  - (5) 退職手当法第8条第3項に規定する国家公務員
  - (6) 退職手当法第13条に規定する地方公務員

（定年前早期退職者に対する退職手当）

第7条 退職の事由が勧奨、業務上傷病、業務上死亡又は整理である者のうち、定年に達する日から6か月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から15年を控除した年齢以上である者に対する退職手当の基本額は前2条の規定にかかわらず、次の算式により計算した額とする。

- (1) 基本給の月額が減額されたことのない（給与規程の改定による減額を除く。以下、本条において同じ。）職員
 
$$\text{退職手当の基本額} = \text{退職日基本給の月額} \times \{1 + (0.03 \times \text{定年までの残年数})\} \times \text{退職事由別・勤続年数別支給率}$$
- (2) 基本給の月額が減額されたことがある職員
 
$$\text{退職手当の基本額} = \text{特定減額前基本給の月額} \times \{1 + (0.03 \times \text{定年までの残年数})\} \times \text{減額日前日までの退職事由別・勤続期間別支給率} + \text{退職日基本給の月額} \times \{1 + (0.03 \times \text{定年までの残年数})\} \times (\text{退職日までの退職事由別・勤続期間別支給率} - \text{減額日前日までの退職事由別・勤続期間別支給率})$$

2 前項に規定する「定年までの残年数」とは、定年年齢から退職日における職員の年齢

を控除した年数とする。

- 3 機構が特に指示する場合には、前2項の規定にかかわらず機構が別に定めることができる。

(退職手当の調整額)

第8条 退職手当の調整額は、基礎在職期間(次項に規定する休職月等を除いた期間とし、平成8年4月1日以降の期間に限る。以下、本条において同じ。)の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに当該各月に職員が属していた別表2に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)とこれに対応する調整額の月額(以下「調整月額」という。)のうち最も多いものから順次その順位を付し(調整月額の等しい月が複数ある場合には、基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。)、その第1順位から第60順位までの調整月額(60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 2 基礎在職期間の各月に現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日及び次項に掲げる事由による休職のあった月を除く。以下「休職月等」という。)があるときは、次表の各号に定めるところによる休職月等を基礎在職期間から除く。

その際、職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から各号に定める月数を基礎在職期間から除くものとする。

号	休職月等	休職月等の取扱い	
1	公職就任又は自己啓発による休職(就業規則第12条第1項、第5号又は第7号)国家公務員法(昭和22年法律第120号)第108条の6第1項ただし書又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間	次号及び第3号の事由により現実に職務をとることを要しない期間がある休職月等を除く	当該休職月等を除く
2	就業規則第66条第1項又は国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のうち子が1歳に達する日の属する月までの期間		当該休職月等の3分の1に相当する数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の休職月等を除く
3	第1号以外の事由による休職 就業規則第74条第1項第3号又は国家公務員法第82条による停職	前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間がある休職月等を除く	当該休職月等の2分の1に相当する数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の休職月等を除く

<p>就業規則第66条第1項又は国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のうち前号以外の期間</p>		<p>&lt;</p>
--	--	-------------

3 前項の「次項に掲げる事由」とは次に掲げる事由とする。

- (1) 業務上又は通勤による傷病による休職（就業規則第12条第1項）
- (2) 公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を国家公務員法退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当令」という。）で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当休職以外の休職であって職員を当該職員の職務に密接な関連があると認學術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして退職手当令で定める要件を満たすもの

4 退職した者は、基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、基礎在職期間の含まれる時期の別により定める別表2に掲げる俸給表の級等による区分に対応する職員の区分に属していたものとする。

この場合において、同一の月に当該表の2以上の区分に属していたこととなる場合は、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

5 退職した者の基礎在職期間に第7条第3項第2号（郵政事業職員給与準則（昭和29年公達第43号）、郵政事業職員給与準則（昭和13年総務省訓令第211号）及び日本郵政公社職員給与規程の適用を受ける職員であった期間を除く。）及び第3号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における本条の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。

(1) 国家公務員としての在職期間

退職手当令別表第1及び総務大臣の定めによる職員の区分についての表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する上欄に掲げる職員の区分に相当する職員の区分に属していたものとする。

(2) 前号以外の特定基礎在職期間

当該特定基礎在職期間に連続する職員又は国家公務員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員の期間とみなして職員の区分を決定する。

（退職手当の額の特例）

第9条 退職の事由が整理、業務上傷病又は業務上死亡であって、次表の左欄に該当する職員の退職手当の額が、次の算式により計算した額（以下「保障額」という。）に満たないときは、第5条から前条の規定にかかわらず、保障額をその職員の退職手当の額とする。

保障額＝（退職の日における基本給の月額＋扶養手当の月額＋基本給及び扶養手当の月額に対する調整手当の月額）×右欄に掲げる支給率

勤続期間 1 年未満の者	2. 7
勤続期間 1 年以上 2 年未満の者	3. 6
勤続期間 2 年以上 3 年未満の者	4. 5
勤続期間 3 年以上の者	5. 4

#### 第 4 節 勤続期間の計算方法

(勤続期間の計算)

第 10 条 職員の勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（懲戒解雇された場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 在職期間のうち休職月等が 1 以上あったときは、第 9 条第 2 項から第 5 項までに規定する休職月等を在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、第 6 条の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、在職期間が 1 年未満の場合には、次表の退職の事由及び在職期間に応じ、退職手当の基本額計算上の在職期間欄に掲げる期間をその者の在職期間とする。

退職の事由	在職期間	退職手当の基本額計算上の在職期間
自己都合、定年	6 ヶ月以上 1 年未満	1 年
勸奨、通勤災害傷病、通勤災害死亡、業務外傷病、業務外死亡、業務上傷病、業務上死亡、整理解雇	1 年未満	1 年

- 6 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 7 職員が転籍した場合の勤続期間については、出向・転籍規程第 29 条の定めによる。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当)

第 11 条 職員のうち、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援（以下「機構」という。）の要請に応じ引き続いて国家公務員又は地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除き、地方公務員については、地方公共団体等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて地方公務員となった場合に、職員としての勤続期間を地方公務員としての勤続期間に通算することを定めている場合に限る。以下「国家公務員等」という。）となるた

め退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなし、退職手当は支給しない。

#### 第5節 支給制限及び遺族の範囲等

(支給制限)

第12条 退職手当は、就業規則第73第1項第1号の規定により懲戒解雇された者には支給しない。

- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。
- 3 退職手当のうち、8条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
  - (1) 第5条及び第6条の規定により計算した退職手当の基本額が0円である者並びに自己都合により退職した者でその勤続期間が9年以下のもの
  - (2) その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3か月前までに当該非違を原因として就業規則第72条の規定による懲戒処分(懲戒解雇、訓戒及び注意を除く。)を受けた者
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第8条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 勤続期間が24年以下の者(次号に掲げる者を除く。)  
別表2に掲げる職員の区分の第1号から第9号まで又は第11号についてはそれぞれに対応する調整月額、第10号については調整月額を零として第8条の規定を適用して計算した額
  - (2) 勤続期間が4年以下の者及び勤続期間が10年以上24年以下で自己都合により退職した者  
前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 職員が出向・転籍規程に基づき転籍した場合は退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第13条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、この規程により支給する退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第15条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（端数計算）

第16条 この規程により計算した退職手当の額（第14条第3項の場合は人数によって等分した額）に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

### 第3章 起訴中に退職した場合等の取扱い

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第17条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合における退職手当の取扱いは、当該各号に規定するところによる。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決の確定前に退職した場合 退職手当を支給しない。ただし、判決の確定により、その者が懲戒解雇の事由に該当する非違行為を行っていないことが明らかになった場合は、退職手当を支給する。
- (2) 退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎



在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合 前号の規定を準用する。

- (3) 退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えられるときであって、その者に対し退職手当を支給することが、機構に対する信頼を損ねると機構が認めた場合

その者が逮捕等された原因の非違行為（以下「原因行為」という。）が懲戒解雇に相当するか否か判断するまでの間は退職手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合には、退職手当を支給する。

ア その者が懲戒解雇の事由に該当する非違行為を行っていないことが明らかになった場合

イ 原因行為に係る刑事事件に関し、起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合（その者が原因行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕又は勾留されているなど、退職手当を支給することが適当ではないと機構が認めた場合を除く。）

（退職手当の返納）

第18条 退職した職員に対し退職手当の支給をした後において、その者の基礎在職期間中の行為に係る非違行為が発覚し、当該行為が懲戒解雇の事由に該当すると判断される場合には、その支給した退職手当を返納させることができる。

附 則

（実施日）

第1条 この規程は、平成19年10月1日（以下「実施日」という。）から実施する。

（経過措置）

第2条 職員の退職手当について、この規程に定めのない事項については、別段の定めがあるまでの間は退職手当法に規定する退職手当の取扱いの例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第2条による改正後の職員退職手当規程第7条の規定は、「国家公務員の退職給付の給与水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）附則第1条第5号に規定されている日から施行する。

（経過措置）

第2条 （略）

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 (略)

別表 1

勤続期間 退職事由	第1表	第2表	第3表	第4表
	自己都合	定勤通通業 勤勤務 災災外 害害死 年奨死傷亡 亡病	業 務 外 傷 病	業業整 務務理 上上解 死傷雇 亡病
年				
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555 (3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674	2.511 (4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665 (5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348	5.022 (5.4a)
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	11.613375	9.2907	13.93605
12	8.16912	12.76425	10.2114	15.3171
13	8.90568	13.915125	11.1321	16.69815
14	9.64224	15.066	12.0528	18.0792
15	10.3788	16.216875	12.9735	19.46025
16	12.88143	17.890875	14.3127	20.8413
17	14.08671	19.564875	15.6519	22.22235
18	15.29199	21.238875	16.9911	23.6034
19	16.49727	22.912875	18.3303	24.98445
20	19.6695	24.586875	19.6695	26.3655
21	21.3435	26.260875	21.3435	27.74655
22	23.0175	27.934875	23.0175	29.1276
23	24.6915	29.608875	24.6915	30.50865
24	26.3655	31.282875	26.3655	31.8897
25	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709	46.7883	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709
46	47.709	47.709	47.709	47.709
47	47.709	47.709	47.709	47.709
48	47.709	47.709	47.709	47.709
49	47.709	47.709	47.709	47.709
50	47.709	47.709	47.709	47.709
51	47.709	47.709	47.709	47.709
52	47.709	47.709	47.709	47.709
53	47.709	47.709	47.709	47.709
54	47.709	47.709	47.709	47.709
55	47.709	47.709	47.709	47.709

注：第4表中（ ）内は、第9条に定める支給率であり、aは、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額である。

別表 2

1 平成 8 年 4 月 1 日～平成 8 年 1 2 月 3 1 日までの間の基礎在職期間における職員の区分

職員の 区分	調整月額	管理職群（一）	管理職群（二）	普通職群	外務職群	専門職群	技能職群
	円	級	級	級	級	級	級
4	50,000	特別					
5	45,850	2, 1	特別, 1				
6	41,700						
7	33,350	3	2				
8	25,000	4	2-II, 3				
9	20,850	5	4, 5			1	
10	16,700	6		特別, 特1, 1※	特別, 特1, 1※	2, 3	特別, 特1
11	0			1, 2, 3, 4	1, 2, 3, 4	4	2, 3, 4

注 普通 1 級※：「区分10」は事務職の者及び内務職の21号俸以上の者、「区分11」は前記以外の者

注 外務 1 級※：「区分10」は21号俸以上の者、「区分11」は前記以外の者

2 平成9年1月1日～平成16年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分

職員の 区分	調整月額	特別指定職	参事職	管理職群（一）	管理職群（二）	内務職群 外務職群	事務職群	専門職群
	円	号俸	号俸	級	級	級	級	級
1	79,200	9						
2	62,500	8, 7, 6, 5, 4	8, 7, 6, 5, 4					
3	54,150	3, 2, 1	3, 2, 1					
4	50,000			7				
5	45,850			6, 5	7, 6			
6	41,700							
7	33,350			4	5			
8	25,000			3-II, 3				
9	20,850			2	2, 1			4
10	16,700			1		8, 7, 6, 5※	6, 5, 4	3, 2
11	0					5, 4, 3, 2, 1	3, 2, 1	1

注 内・外5※ : 「区分10」は31号俸以上の者、「区分11」は前記以外の者

3 平成16年4月1日～平成19年9月30日までの間の基礎在職期間における職員の区分

職員の 区分	調整月額	参事職	管理職群（一）	管理職群（二）	管理職群（三）	一般職群	企画職群
	円	号俸	級	級	級	級	級
1	79,200						
2	62,500	8※, 7, 6, 5, 4					
3	54,150	3, 2, 1					
4	50,000		5		8		
5	45,850		4		7, 6		
6	41,700						
7	33,350		3		5		
8	25,000		2	3	4, 3		
9	20,850		1	2, 1	2		5
10	16,700				1	4, 3	4, 3
11	0					2, 1	2, 1

注 参事職8号俸：8号俸以上の俸給月額を受ける者を含む

4 平成19年10月1日以降の基礎在職期間における職員の区分

職員の 区分	調整月額	管理職群	企画職群
	円	級	級
1	79,200		
2	62,500		
3	54,150		
4	50,000	8	
5	45,850	7, 6	
6	41,700		
7	33,350	5	
8	25,000	4, 3	
9	20,850	2	5
10	16,700	1	4, 3
11	0		2, 1